

熱や発疹が出たり具合が悪くなって病院を受診し、感染症と診断された時は、病名といつまで休むように言われたかを、すみやかに学校までご連絡ください。感染症と診断された場合、「出席停止」となる病気があります。

下記の表を参考に、治って登校する際は病院で治癒証明書（登校許可書）をもらって、学校へ提出してください。

症状が落ち着いても、感染拡大防止のため医師より指示された出席停止期間を必ず守ってください。

治癒証明書が不要の病気でも、医師の指示を守り、しっかり治してから登校してください。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の場合、治癒証明書は不要ですが、出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（熱等の症状が出た日を0日とし翌日から5日間）」です。

学校において予防すべき感染症一覧



【医師の「治癒証明書」が発行されるまで、出席停止になる感染症】

治癒証明書
必要 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痢疾 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（S A R Sコロナウイルスに限る） 中東呼吸器症候群（M A R Sコロナウイルスに限る） 特定鳥インフルエンザ
必要 ※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は治癒証明書は必要ありません。
必要 インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（ブルー熱） 結核 新型コロナウイルス感染症

【通常、病気欠席扱いになる感染症】

これらの感染症は、通常の状態では、感染力の弱い疾患のため、風邪等と同様に病気欠席扱いとします。これらの感染症が出席停止となる場合は、学校より連絡させていただきます。

その際は「治癒証明書」の提出が必要となりますので、ご了承ください。

治癒証明書
不要 (通常、病気欠席扱いのため、特別な場合を除き治癒証明書は必要ない) 第3種、その他の感染症（学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐ目的で出席停止を行う感染症） ※必ず出席停止を行うべきものではない (例) 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 伝染性紅斑（リンゴ病） 手足口病 伝染性軟膿瘍（水いぼ） 伝染性膿痂疹（とびひ） ヘルパンギーナ 等